

事務連絡  
令和8年1月30日

各地方運輸局自動車交通部長 殿  
各地方運輸局自動車技術安全部長 殿  
沖縄総合事務局運輸部長 殿

物流・自動車局  
自動車整備課長

「自家用車活用事業における自家用車の車両整備管理について」における  
中間点検の取扱いについて

「自家用車活用事業における自家用車の車両整備管理について」(令和6年3月29日付け、国自整第283号。以下「通達」という。)1. (1)②中間点検(3か月ごとに行う基本的な点検)については、自動車点検基準(昭和26年運輸省令第70号)別表第3の「3か月ごと項目」に則り実施することに加え、通達1. (2)に基づき、「直近の中間点検、年次点検又は開始前点検以降、連続する2か月における自家用車活用事業の用に供される頻度が1か月あたり15日未満又は40時間未満である自家用自動車については、次回の中間点検について、別添の点検項目とすることができる」こととしている。(以下「簡略化された中間点検」という。)

今般、自家用車活用事業を行う事業者から簡略化された中間点検の取扱いについて明確化すべきとの指摘がなされているため、下記のとおり解釈を明確化することとする。なお、当該解釈の周知用の資料を別紙のとおり作成したので適宜活用されたい。

記

1. 簡略化された中間点検の実施については、法人タクシー事業者の指示の下、自家用車活用事業における自家用車の使用者が自ら実施して差し支えない。なお、法人タクシー事業者は、当該自家用車の構造、当該使用者の点検整備に係る技能、作業環境等により点検が難しい場合は、特定整備事業者に行わせる等により、中間点検が適切に実施されるよう措置すること。
2. 通達別添の「点検箇所」、「点検項目」に係る一般的な自動車について標準的な点検の実施方法の例は別添のとおりとする。

別添: 自家用車活用事業における自家用車の簡略化された中間点検項目及び実施方法の例

点検箇所		点検項目	点検の実施方法の例
かじ取り装置	パワー・ステアリング装置	ベルトの緩み及び損傷	<p>○定められたプリー間のベルト中央部を手(約10kg)で押したとき、たわみ量が規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検します。</p> <p>○ベルト全周にわたって内側、側面に著しい摩耗や損傷、亀裂がないかを目視などにより点検します。</p>
制動装置	ブレーキ・ペダル	ブレーキの効き具合	<p>○乾燥した路面を走行してブレーキ・ペダルを踏み込んだとき、踏力に応じた制動力が得られ、進行方向にまっすぐに止まることができるかを点検します。</p> <p>○ブレーキ・テストで点検する場合は、左右前後輪の制動力の総和及び左右差が規定値にあるかを点検します。</p>
	リザーバ・タンク	液量	<p>○リザーバ・タンクの液量が規定の範囲(MAX～MIN など)にあるかを点検します。</p> <p>○リザーバ・タンク周辺から液漏れがないかを目視などにより点検します。また、通気孔のある場合には、通気孔の詰まりを目視などにより点検します。</p>
走行装置	ホイール	(※1)タイヤの状態	<p>○リフト・アップなどの状態で、次の点検を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・タイヤ・ゲージを用いて、空気圧が規定値であるかを点検します。必要がある場合にはスペア・タイヤについても点検します。</li> <li>・タイヤの全周にわたり、亀裂や損傷がないか、釘、石及びその他の異物が刺さったり、かみ込んだりしていないか、かつ、偏摩耗などの異常な摩耗がないかを目視などにより点検します。</li> <li>・タイヤの接地面に設けられているウェア・インジケータ(スリップ・サイン)の表示により点検するか、又はタイヤの接地面の全周にわたり、溝の深さが規定値以上あるかをディプス・ゲージなどにより点検します。</li> </ul>

			<p>○タイヤ空気圧監視装置が装着されている自動車にあつては、当該装置に係る空気圧表示の目視確認により、空気圧値が規定値であるかを点検することができます。</p>
		ホイール・ナット及びホイール・ボルトの緩み	○ホイール・ナット、ホイール・ボルトに緩みがないかをホイール・ナット・レンチなどにより点検します。
緩衝装置	リーフ・サスペンション	スプリングの損傷	○リフト・アップなどの状態で、リーフ・スプリングに折損、亀裂などが目視などにより点検します。
	エア・サスペンション	エア漏れ	<p>○エンジンを始動させ、タンク内圧力が規定値に達したときエンジンを停止させ、圧力計により空気圧の保持状態からエア漏れがないかを点検します。</p> <p>○リフト・アップなどの状態で、ベローズ、レベリング・バルブ及びパイプの接続部などに石けん水などを塗って、エア漏れがないかを点検します。</p>
	ショック・アブソーバ	油漏れ及び損傷	<p>○リフト・アップなどの状態で、目視などにより、次の点検を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ショック・アブソーバに油漏れ及び損傷がないか。</li> <li>・取付部に損傷がないか。</li> </ul>
動力伝達装置	クラッチ	ペダルの遊び及び切れたときの床板とのすき間	<p>○クラッチ・ペダルを手で抵抗を感じるまで押し、遊びの量が規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検します。このとき、マスタ・シリンダと一体型の倍力装置付きのクラッチにあつては、エンジンを停止しクラッチ・ペダルを数回踏み込んで、タンク内圧力を大気圧にして点検します。</p> <p>○レリーズ・フォーク先端を手で動かし、レリーズ・フォーク先端の遊びの量が規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検します。 (無調整式レリーズ・シリンダの場合は点検は不要です。)</p> <p>○アイドル状態でパーキング・ブレーキを確実に作動させ、さらに、ブレーキ・ペダルを</p>

			<p>踏んだ状態で1速にシフトしてクラッチ・ペダルを徐々に離し、クラッチがつながる直前のクラッチ・ペダルと床板とのすき間(又は、床いっぱいまでクラッチ・ペダルを踏み込んだ位置からのすき間)が規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検します。</p>
		作用	<p>○アイドリング状態でクラッチ・ペダルを踏み込んだとき、異音がなく、異常に重くないかを点検します。また、1速又は後退(リバース)への変速操作がスムーズにできるかを点検します。</p> <p>○クラッチ・ペダルを徐々に離し発進したとき、滑りがなく、接続がスムーズであるかを点検します。</p>
		液量	<p>○リザーバ・タンクの液量が規定の範囲にあるかを目視などにより点検します。</p>
トランスミッション及びトランスファ	(※1)油漏れ及び油量	<p>(油漏れの点検)</p> <p>&lt;M/T車&gt;</p> <p>○リフト・アップなどの状態で、トランスミッション及びトランスファ本体周辺(ケースの合わせ目)やオイル・シール部から油漏れがないかを目視などにより点検します。</p> <p>&lt;A/T車&gt;</p> <p>○リフト・アップなどの状態で、トランスミッション及びトランスファ本体周辺(ケースの合わせ目)やオイル・シール部からの油漏れがないかを目視などにより点検します。また、オイル・クーラ・ホースに亀裂や損傷がないかを点検します。</p> <p>(油量の点検)</p> <p>&lt;M/T車&gt;</p> <p>○リフト・アップなどの状態で、トランスミッション及びトランスファのフィラ・プラグを取り外し、プラグ穴に指を入れるなどして油量を点検します。(油漏れがなければ、油量は正常と判断して、この点検を省略できます。)</p> <p>&lt;A/T車&gt;</p> <p>○水平な場所に車両を止め、パーキング・ブレ</p>	

			<p>キーを確実に作動させてエンジンを暖機し、アイドリング状態で、ブレーキ・ペダルを踏み込んだ状態でシフト・レバーをゆっくり各レンジにシフトした後 Pレンジ(車両によっては、Nレンジ)に戻します。そして、レベル・ゲージにより油量を点検します。</p> <p>(トランスミッションオイルのレベル・ゲージがない場合には、この点検は不要です。)</p> <p>○レンジ操作の際、シフト・レバーに異状な重さやがたがなく、ポジション・インジケータの表示と一致しているかを点検します。</p>
	デファレンシャル	(※1)油漏れ及び油量	<p>○リフト・アップなどの状態で、デファレンシャル周辺から油漏れがないかを目視などにより点検します。</p> <p>○リフト・アップなどの状態で、フィラ・プラグを取り外してプラグ穴に指を入れるなどして油量を点検します。</p> <p>(油漏れがなければ、油量は正常と判断して、この点検を省略できます。)</p>
電気装置	点火装置	(※1)(※2)点火プラグの状態	<p>○点火プラグ(白金プラグ及びイリジウム・プラグを除く。)を取り外し、次の点検を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電極に汚れ、損傷及び摩耗がないか、また、絶縁碍子に焼損がないかを目視などにより点検します。</li> <li>・中心電極と接地電極とのすき間(プラグ・ギャップ)が規定の範囲にあるかをプラグ・ギャップ・ゲージなどにより点検します。</li> </ul>
	バッテリー	ターミナル部の接続状態	○ターミナル部が、緩みや腐食により接続状態が不良でないかを点検します。
原動機	本体	低速及び加速の状態	<p>○エンジンを暖機させた状態で、アイドリング時の回転がスムーズに続くかを点検します。また、回転計を用いて点検する場合は、アイドリング時の回転数が規定の範囲にあるかを点検します。</p> <p>○エンジンを徐々に加速したとき、アクセル・ペダルに引っ掛かりがないか、また、エンスト、</p>

			ノッキングなどを起こすことなくスムーズに回転するかを走行するなどして点検します。
		排気の色	<p>&lt;ガソリン車、LPG車&gt;</p> <p>○エンジンを十分に暖機させた状態で、回転計を用いてアイドル回転数が規定の範囲にあるかを確認した後、排気ガスの色が白煙や黒煙でないかを目視により点検します。</p> <p>&lt;ディーゼル車&gt;</p> <p>○エンジンを十分に暖機させた状態で、異状な黒煙を排出していないかを目視などにより点検します。</p>
	潤滑装置	油漏れ	<p>○リフト・アップなどの状態で、目視などにより、次の点検を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・シリンダ・ヘッド・カバー、オイル・パン、ドレーン・プラグなどから油漏れがないか。</li> <li>・オイル・クーラ・ホースなどに劣化によるふくらみや亀裂、損傷がないか。</li> </ul>
冷却装置	ファン・ベルトの緩み及び損傷	<p>○定められたプリー間のベルト中央部を手(約10kg)で押したときのたわみ量が、規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検します。又は、ベルト・テンション・ゲージ(張力計)を用いてベルトの張力が規定値内にあるかを点検します。</p> <p>○ベルトの全周にわたっての内側や側面に、摩耗や損傷、亀裂がないかを目視などにより点検します。</p>	
高圧ガスを燃料とする燃料装置等	導管及び継手部のガス漏れ及び損傷		<p>○リフト・アップなどの状態で、容器カバーを外し、次の点検を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ベーパーライザ、導管及び継手部に石けん水を塗るなどの方法により、ガス漏れがないかを目視などにより点検します。</li> <li>・導管及び継手部に損傷がないかを目視などにより点検します。</li> </ul>
	(※3)ガス容器及びガス容器付属品の損傷		<p>○リフト・アップなどの状態で、容器カバーを外し、目視などにより、次の点検を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・容器の一部又は全部に膨張又は変形を生じていないか。</li> <li>・容器表面に変色又は局所的な損傷がな</li> </ul>

		<p>いか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・継目なし容器の場合は、凹みなどの衝撃を受けた痕跡がないか。</li> <li>・複合容器の場合は、樹脂層表面の割れ又は繊維の破断がないか。</li> <li>・ネックリングがある容器の場合は、保護キャップ及びセミコンテナケースに屈曲又は歪みなどの変形がないか。</li> </ul>
車枠及び車体	緩み及び損傷	<p>○リフト・アップなどの状態で、フレーム、クロス・メンバなどのリベット及びボルトに緩みがないかをスパナなどにより点検します。また、フレーム、クロス・メンバなどに損傷がないかを目視などにより点検します。</p> <p>○ドア、エンジン・フード、トランク・リッドなどの各ヒンジに緩みがないかを手で動かすなどして点検します。</p>

①(※1)印の点検は、当該点検を行った日以降の走行距離が3月あたり2千キロメートル以下の自動車については前回の当該点検を行うべきとされる時期に当該点検を行わなかった場合を除き、行わないことができる。

②(※2)印の点検は、点火プラグが白金プラグ又はイリジウム・プラグの場合は、行わないことができる。

③(※3)印の点検は、圧縮天然ガス、液化天然ガス及び圧縮水素を燃料とする自動車に限る。

④本表は、一般的な自動車について標準的な点検の実施方法の例を定めたものであり、自動車メーカー等のユーザーマニュアル等も参照しつつ、自家用車活用事業の用に供される自家用自動車に応じて点検の実施方法の例に掲げる以外の方法での点検を妨げるものではない。

⑤自家用車活用事業の用に供される自家用自動車が本表の点検箇所を備えていない場合にあつては、当該点検箇所の点検を省略することができる。

# 日本版ライドシェアの中間点検※は ドライバー自身でも可能です！

※簡略化された中間点検の場合



国土交通省通達「自家用車活用事業における自家用車の車両整備管理について（令和6年3月29日付け国自整第283号）」に基づき、所定の要件を満たした場合の簡略化された中間点検（簡略化点検）は、ドライバー（使用者）による点検も可能です。

（所定の要件）

直近の中間点検、年次点検又は開始前点検以降、連続する2か月における自家用車活用事業の用に供される頻度が1か月あたり15日未満又は40時間未満である自家用自動車

## Q1：ドライバーでの簡略化点検実施にあたり注意点はありますか？

ライドシェア事業者は自家用自動車の点検整備の実施に責任を負うことからドライバーに対して簡略化点検の実施にあたり適切な指示を行うとともに、点検が適切に行われていることを確認できる記録をドライバーから入手する必要があります。

## Q2：必ずドライバーが実施しなければいけませんか？

必ずしもドライバーの方が実施する必要はございません。ドライバーが点検の知識や工具が無いなど不安な場合は無理にドライバーに簡略化点検を実施させず、整備工場等に依頼することをお勧めします。

## Q3：特殊な構造の自動車ですが自身による中間点検は可能ですか？

特殊であろうと制限はございませんが、不安な場合は知見のある整備工場等に依頼することをお勧めいたします。